

安心に暮らせる医療提供体制を目指して

●令和3年4月 むつりハビリテーション病院の経営移譲の手続きを行います

一部事務組合下北医療センターは、むつ市及び下北郡内の町村が設立した医療に特化した地方公共団体です。昭和46年の設立以降、3つの病院と7つの診療所を運営し、下北全域の急性期医療や救急医療、町村部における初診機能など地域に必要とされる多種多様な医療を提供してまいりました。

むつ下北地域唯一の慢性期医療機関である「むつりハビリテーション病院」は、平成14年に廃止された国立療養所大湊病院を引き継ぎ、当初よりむつ下北医師会に運営を委ねてまいりました。それから20年を経過した今、医師の高齢化と施設の老朽化問題が顕在化し、抜本的な対策を迫られております。しかし、医師少数県の青森県にあって、さらに医師少数地域である下北地域において医師確保は非常に困難な課題であります。

以上のことから、慢性期医療の機能存続を最優先に検討を重ね、医師確保が可能な事業者施設及び病院運営を委ねる「経営移譲」を選択したものです。併せて、大湊西通地区の初診機能復活にも取り組むことにしています。



外来治療棟（正面入口）

大湊西通地区に念願の
「かかりつけ医」に期待

110人を超える入院患者数
入院機能継続は優先課題

●提案型公募による移譲先の選定

経営移譲はむつりハビリテーション病院が果たしてきた役割・機能を継続しつつ、新たに行うべき医療について「新しい病院像」を提案させ、医療の専門家による選考を経て決定することとしています。

また、現在勤務する職員で移譲後も継続して勤務を希望する方には優先的に採用するよう求めるとともに、経営環境の変化に関わらず、10年間の病院運営を条件として定めるなど、雇用の確保にも十分な配慮を講じてまいります。

さらに、民間ならではの新たなサービスにも期待しています。むつ下北の地域特性を踏まえ、医療空白地域である大湊西通地区の現状を考慮した、地域、利用者に優しい病院となるよう期待しています。



病棟内部

●施設概要



ディケアセンター

名称	むつりハビリテーション病院
管理運営	一般社団法人むつ下北医師会
所在地	むつ市桜木町13番1号
診療科	内科、リハビリテーション科
病床数	療養病床120床（医療型80床、介護型40床）
病室	個室18室、2人部屋13室、4人部屋19室
診療日	月曜日～金曜日（8:30～17:30）
開設日	平成14年3月1日

チェック

むつ市では、慢性期・回復期医療を行った場合、固定資産税等を免除する制度を新設しました